

風連町・名寄市合併協議会

第13回基本項目等検討小委員会

日 時：平成16年10月27日(水)
午後6時より

会 場：風連町役場三階会議室

教育専門部会調整案

施設整備計画の策定について

10/22配布資料5 p 1

義務教育諸学校施設費国庫負担法による整備計画であるが、風連町では平成20年に風連中学校の改築、名寄市では東小学校屋内体育館、南小・豊西小・名寄中の大規模改造が平成19年度から計画されている。

現状の計画では事業年次が重複するため、調整が必要である。

- 調整方針 -

1. 新市において策定される総合計画の中で調整を行うこととする。

使用料・手数料の取り扱いについて

10/22配布資料5 p 2

住民のスポーツ・レクリエーションのために小・中学校の体育館・グラウンドを開放する事業について、風連町は有料、名寄市は無料と大きな差異がある。

公平負担の原則から統一する必要があるが、これまでの両市町の経緯を尊重し、次のとおり提案する。

- 調整方針 -

1. 新市においても学校開放事業は継続することとする。
2. 使用料については、合併後も当面は現行通りとする。
(風連町の施設：有料、名寄市の施設：無料)
3. 新市の市民は互いの施設を有効に利用できるものとする。

使用料・手数料の取り扱いについて

10/22配布資料5 p 4

教育・スポーツ以外の施設(風連町福祉センター、名寄市民文化センターなど)の使用料については、それぞれの施設の建築年次、面積、付帯設備などにより使用料が決められていることから、次のとおり提案する。

- 調整方針 -

1. 各施設の使用料については、新市においても当面は現行通りとする。

使用料・手数料の取り扱いについて

10 / 22資料5 p 6

教育・スポーツ施設（風連町B&G海洋センター、名寄市スポーツセンターなど）の使用料については、それぞれの施設の建築年次、面積、付帯設備、施設規模などにより使用料が決められていることから、次のとおり提案する。

- 調整方針 -

1. 各施設の使用料については、新市においても当面は現行通りとする。

事務機構及び組織の取り扱いについて

10 / 22資料5 p 8

市立名寄図書館は図書館法による図書館であり、図書館協議会に諮り事業運営、風連町公民館図書室は社会教育法による図書室。合併後には公民館図書室を図書館法図書館と位置づけ、将来はネットワーク化により双方の図書の有効活用を図る必要があることから、次のとおり提案する。

- 調整方針 -

1. 合併後に風連町公民館図書室を図書館法図書館として位置づけ存続する。
2. 図書館協議会については、新市において改めて設置する。

事務機構及び組織の取り扱いについて

10 / 22資料5 p 9

風連町学校給食センターは、老朽化に伴い施設更新の必要があることから、次のとおり提案する。

- 調整方針 -

1. 合併後に風連町学校給食センターを名寄市学校給食センターに統合する。
2. 運営組織・職員配置・配送方法・地場製品の活用等については新市において調整する。

産業経済専門部会調整案

農業後継者奨学金貸付事業の取り扱いについて

10 / 22配布資料7 p 1

農業後継者の育成を目的とした奨学金の貸し付けについて制度内容に大きな差異があることから、次により統一する。

- 調整方針 -

- 1 . 合併後も名寄市の例を基本に制度内容を調整し存続する。

新規就農者支援事業の取り扱いについて

10 / 22配布資料7 p 3

区域内において新規に就農する者への援助制度ついて、現行では名寄市のみ制度を有しているので、新市においては次により調整する。

- 調整方針 -

- 1 . 合併後も名寄市の例を基本に制度内容を調整し存続する。

嘱託登記業務、手数料の取り扱いについて

10 / 22配布資料7 p 5

農業委員会が所管する嘱託登記業務については基本的な相違はないが、手数料について違いがあるため、新市において次により調整する。

- 調整方針 -

- 1 . 新市の農業委員会において協議し、新市の手数料徴収条例の中で調整する。

定住促進事業の取り扱いについて

10 / 22配布資料9 p1~2

定住環境の向上を図るとともに地域活性化を目的とし、風連町が支援措置を講じている定住促進事業の取り扱いについて次のとおり提案する。

- 調整方針 -

1. 風連町が実施している定住環境促進事業及び定住促進家賃助成事業は、平成19年3月31日までの制度であるため合併特例区の事業とし、その後見直しをする。

その他行政バスの取り扱いについて

10 / 22配布資料9 p10~p11

風連町及び名寄市が運行している行政バスの取り扱いについて次のとおり提案する。

- 調整方針 -

1. 当面、現行通りとするが、新市において利用対象範囲、利用者負担について検討し、相互調整を図り有効活用する。

使用料・手数料の取り扱いについて

10 / 22配布資料9 p12

地方税法により執行されている業務については基本的な相違は見られないが、一部に違いのある各種証明等手数料については、公平負担の原則から次により統一する。

- 調整方針 -

1. 閲覧手数料は名寄市の例により1回200円とする。
2. 固定資産に関するコピー料については、名寄市の例により1件200円とする。
3. 固定資産評価証明書及び営業証明手数料は名寄市の例により1件300円とし、住宅家屋証明については1件1,300円とする。